

令和4年度水産関係事業に係る積算基準について

1. 積算基準の取扱い

1) 積算基準の取扱い

兵庫県が実施する水産庁所管の水産関係事業の積算にあたっては、水産庁漁港漁場整備部「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」を準用する。

なお、準用にあたっては、一部語句について、下表のとおり読み替える。

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																																																		
3-4 工事価格の端数処理 工事価格は、10,000円単価とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。	— (適用しない)	【第1部】p.1-2-43. 積算価格構成の内訳																																																		
5. 変更契約の積算 5-1 工事量減量の場合 (以下、省略) 5-2 工事量増量および追加の場合 (以下、省略)	— (適用しない)	【第1部】p.1-2-45. 契約変更の積算																																																		
公共工事設計労務単価	兵庫県積算単価表	【第1部】p.2-1-1 2-1-1 労務単価他																																																		
材料単価は、支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおり、以下の方法で決定する。	材料単価は、以下の方法で決定する。	【第1部】p.2-1-2 2-2-1 材料単価																																																		
港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」	【第1部】p.2-1-4 2-3-3 船舶・機械器具等損料他																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>項目</th> <th>数位</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材料単価</td> <td>銭止め</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運転・供用単価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>銭止め</td> </tr> <tr> <td>代価金額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代価総額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代価単価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代価数量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>有効数字4桁</td> <td>5桁目以降切り上げ</td> </tr> </table>	項目	数位	摘要	数量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材料単価	銭止め	切り捨て	運転・供用単価	円止め	損料	銭止め	代価金額	円止め	代価総額	円止め	代価単価	円止め	代価数量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>項目</th> <th>数位</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>材料単価</td> <td>銭止め</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">切り捨て</td> </tr> <tr> <td>運転・供用単価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>銭止め</td> </tr> <tr> <td>代価金額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代価総額</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代価単価</td> <td>円止め</td> </tr> <tr> <td>代価数量 (能力値)</td> <td>各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。</td> <td>四捨五入</td> </tr> <tr> <td>施工パッケージ単価</td> <td>円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）</td> <td>切り捨て</td> </tr> </table>	項目	数位	摘要	数量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入	材料単価	銭止め	切り捨て	運転・供用単価	円止め	損料	銭止め	代価金額	円止め	代価総額	円止め	代価単価	円止め	代価数量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入	施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て	【第1部】p.2-1-6 2-8-2 代価表 2) 代価表の作成
項目	数位	摘要																																																		
数量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																		
材料単価	銭止め	切り捨て																																																		
運転・供用単価	円止め																																																			
損料	銭止め																																																			
代価金額	円止め																																																			
代価総額	円止め																																																			
代価単価	円止め																																																			
代価数量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																		
施工パッケージ単価	有効数字4桁	5桁目以降切り上げ																																																		
項目	数位	摘要																																																		
数量	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は、小数2位止めとする。	四捨五入																																																		
材料単価	銭止め	切り捨て																																																		
運転・供用単価	円止め																																																			
損料	銭止め																																																			
代価金額	円止め																																																			
代価総額	円止め																																																			
代価単価	円止め																																																			
代価数量 (能力値)	各工種に明記する。ただし、記載がない場合は1位止めとする。	四捨五入																																																		
施工パッケージ単価	円止め（但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	切り捨て																																																		
施工パッケージ単価（有効数字4桁、5桁目以降切り上げ）	施工パッケージ単価（1位止め、切り捨て。但し、1円に満たない場合は、有効数字1桁、2桁目以降切り捨て）	【第1部】p.2-1-6 2-8-3 総括表 1) 単価																																																		

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考														
9. 端数処理の取扱い 四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。 例) 小数1位切り上げの場合、小数1位の桁が1以上の場合は切り上げとし、0の場合は切り捨てるものとする。	— (適用しない)	【第1部】p.2-1(13) 補足資料1 直接工事費														
4節 その他 1. 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算 (以下、省略) 2. 設計変更 (以下、省略)	— (適用しない)	【第1部】 p.2-4-1～p.2-4-3														
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」または（社）日本海運集会所発行「内航距離表」により算出することを原則とする。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用（積算参考資料I）港湾編の「第2章 間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2) 回航距離の算出」による。	【第1部】 p.3-4,1-43 3)回航距離の算出 他														
②乗船手当は「農林水産省日額旅費支給規則」による。 ただし、供用日数（N ₁ ）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。	②乗船手当は供用日数（N ₁ ）が、1日未満の場合は計上しない。	【第1部】 p.3-4,1-44 3-8-3-2回航費の 積算 3)運転費の算出 他														
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」	【第1部】 p.5-1-12 2-3-6旅費等の算 出 2)旅費等の算出														
(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。 (a)宿泊を要しない場合（普通日額旅費）	— (適用しない)	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">普通日額旅費</th> </tr> <tr> <th>船内長・高級船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は24時間 継ぎ5時間以上8時間未満の場合</td> <td>536円</td> <td>481円</td> </tr> <tr> <td>行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は24時間 継ぎ8時間以上の場合</td> <td>818円</td> <td>718円</td> </tr> <tr> <td>行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地区限る)</td> <td>1,081円</td> <td>954円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 在勤地以外の旅行の場合は、計上しない。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	区分	普通日額旅費		船内長・高級船員	普通船員	行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は24時間 継ぎ5時間以上8時間未満の場合	536円	481円	行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は24時間 継ぎ8時間以上の場合	818円	718円	行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地区限る)	1,081円	954円		
区分		普通日額旅費														
	船内長・高級船員	普通船員														
行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は24時間 継ぎ5時間以上8時間未満の場合	536円	481円														
行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は24時間 継ぎ8時間以上の場合	818円	718円														
行程25キロメートル以上の場合 (在勤地以外の地区限る)	1,081円	954円														

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考								
(b)宿泊を要する場合（日当） <p>職種　　日 当　　摘要 <table border="1"> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>2,000円</td> <td>金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>1,545円</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道125km未満の航行の場合における日当は、上記料金の1/2とする。</p> </p>	船団長・高級船員	2,000円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	1,545円		— (適用しない)	【第1部】 p.5-1-13 (3)旅費の算出		
船団長・高級船員	2,000円	金額は、消費税を含まない額である。								
普通船員	1,545円									
②宿泊費 <p>職種　　甲地方　　乙地方　　摘要 <table border="1"> <tr> <td>船団長・高級船員</td> <td>9,900円</td> <td>8,900円</td> <td>金額は、消費税を含まない額である。</td> </tr> <tr> <td>普通船員</td> <td>7,900円</td> <td>7,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他のこれらに準ずる地域で、各務省令で定める地域をいり、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができます。 3. 船中泊の場合は宿泊費に替え、船員に食費が含まれていれば、場合に限り食事料を計上することができます。</p> </p>	船団長・高級船員	9,900円	8,900円	金額は、消費税を含まない額である。	普通船員	7,900円	7,000円			
船団長・高級船員	9,900円	8,900円	金額は、消費税を含まない額である。							
普通船員	7,900円	7,000円								
③鉄道料金 <p>イ. 片道50km以上100km未満は普通急行料金を計上する。 ロ. 片道100km以上は特別急行料金を計上する。 ハ. 急行・特急料金は、急行・特急を通行している路線の場合に適用する。</p> <p>二. 急行・特急料金の料金は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>										
海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社)日本海運集会所発行「内航距離表」または海図等により算出する。	出発港から到着港までの回航距離は、積算基準の運用(積算参考資料I)港湾編の「第2章　間接工事費の積算、2. 回航・えい航費、2)回航距離の算出」、えい航距離は海図等により算出する。	【第1部】 p.5-1-(9) 5. 回航・えい航距離の算定								
2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。なお、設計変更の積算においても同等とする。	— (適用しない)	【第3部】 p.1-1-2 2-2 業務委託料の積算								
「農林水産省所管旅費取扱規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」	「職員等の旅費に関する条例」等	【第3部】p.1-1-2 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2)各構成費目の算定他								

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考																				
<p>業務委託料の変更は、官積算を基にして次式により算出する。</p> $\text{業務価格} = \frac{\text{請負額}}{(\text{落札率を乗じた額})} \times \text{変更官積算業務価格}$ $\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費とともに当初官積算と同一方法により積算する。 2. 請負額、官積算額は消費税等相当額を含んだ額とする。</p>	<p>業務委託料の変更は、「設計業務等標準積算基準書」によるものとする。</p>	【第3部】p.1-1-3 2-3 設計変更の積算																				
<p>(2) 日当</p> <p>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。</p> <p>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>日 当</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>2,363円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,545円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	職種	日 当	摘要	A	2,363円		B	2,000円		C	1,545円		— (適用しない)	【第3部】p.1-1-5 4) 旅費の算出								
職種	日 当	摘要																				
A	2,363円																					
B	2,000円																					
C	1,545円																					
<p>(3) 宿泊費</p> <p>宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>11,909円</td> <td>10,727円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>9,909円</td> <td>8,909円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>7,909円</td> <td>7,090円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他のこれらに準ずる地域で指標省令で定める地域をいふ。 乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。 2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	職種	甲地方	乙地方	摘要	A	11,909円	10,727円		B	9,909円	8,909円		C	7,909円	7,090円							
職種	甲地方	乙地方	摘要																			
A	11,909円	10,727円																				
B	9,909円	8,909円																				
C	7,909円	7,090円																				
<p>(4) 車中および船中泊</p> <p>旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り乙地方相当の宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。</p>																						
<p>(5) 滞在日額旅費</p> <p>目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日未満</td> <td>8,354円/日</td> <td>8,354円/日</td> <td>6,736円/日</td> <td>1~29日 29日間</td> </tr> <tr> <td>30日以上60日未満</td> <td>7,500円/日</td> <td>7,500円/日</td> <td>6,063円/日</td> <td>30~59日 30日間</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>6,681円/日</td> <td>6,681円/日</td> <td>5,390円/日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上表中の金額は、消費税を含まない額である。</p>	期間	A	B	C	摘要	30日未満	8,354円/日	8,354円/日	6,736円/日	1~29日 29日間	30日以上60日未満	7,500円/日	7,500円/日	6,063円/日	30~59日 30日間	60日以上	6,681円/日	6,681円/日	5,390円/日			
期間	A	B	C	摘要																		
30日未満	8,354円/日	8,354円/日	6,736円/日	1~29日 29日間																		
30日以上60日未満	7,500円/日	7,500円/日	6,063円/日	30~59日 30日間																		
60日以上	6,681円/日	6,681円/日	5,390円/日																			

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考								
(6) 鉄道料金は、下記による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">職種</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">急行・特急料金</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">A</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">片道50km以上100km未満：普通急行料金、片道100km以上：特別急行料金とする。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">C</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: -10px;">注) 1. 急行・特急料金は、急行・特急を運行している路線の場合に適用する。 2. 急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。</p>	職種	急行・特急料金	A		B	片道50km以上100km未満：普通急行料金、片道100km以上：特別急行料金とする。	C		— (適用しない)	【第3部】 p.1-1-6
職種	急行・特急料金									
A										
B	片道50km以上100km未満：普通急行料金、片道100km以上：特別急行料金とする。									
C										
支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）	「兵庫県積算単価表」等	【第3部】 p.2-1-2 (2)材料費 他								
港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」および「測量器械損料」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等	【第3部】 p.2-1-2 (3)機械経費 ②機械器具損料 他								
2-3 測量業務費の積算方式 測量作業費及び測量調査費は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数処理（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	— (適用しない)	【第3部】 p.2-1-3								
港湾局長、航空局長の通達による「船舶および機械器具等の損料算定基準」	「土木工事標準積算基準書（機械損料編）」等	【第3部】 p.2-5-2 2-2-1 調査業務費 (3)直接経費 ②機械器具損料								
2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は、一般管理費等で端数調整（10,000円単位切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	— (適用しない)	【第3部】 p.2-5-3								
2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式 (3)潜水探査工事費（消費税相当額を除く）は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は、一般管理費等で端数調整（10,000円単位切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	— (適用しない)	【第3部】 p.2-6-2								

水産庁 「漁港漁場関係工事積算基準（令和4年度版）」	兵庫県が実施する水産庁所管の 水産関係事業の積算に係る読み替え	備考
2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	- (適用しない)	【第3部】 p.2-8-3
2-3 調査費の積算方式 業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	- (適用しない)	【第3部】 p.2- (4)
2-3 土質調査の積算方式 一般調査業務費及び解析等調査業務費は10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で調整を行う。なお、複数の諸経費又は、一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。	- (適用しない)	【第3部】 p.3-1-3

2) 積算基準の優先順位

上記によることが現場条件などから不適当な場合には、実績、県積算基準書（他編）、見積り等を参考として決定すること。

